

彩の国みどりのサポーターズクラブ活動支援実施要領

(平成22年8月12日施行)

(目的)

第1条 この要領は、彩の国みどりのサポーターズクラブ事務処理要領第4条に規定する会員に対する活動支援の実施に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 支援の対象となる活動は、彩の国みどりのサポーターズクラブ設置要綱第2条第1項(2)及び(3)に掲げる者(以下「会員」という。)が県内における公共性、公開性がある場所において実施する「みどりの創出・再生」に資する植樹や芝生による緑化、及び会員が知識や技術の向上を目的として実施する研修等とする。

(支援等)

第3条 県が、対象となる活動を実施する会員に対して行う支援は、次に掲げるものとし、要件及び申込方法等は別表1に定めるとおりとする。ただし、予算の範囲内に限る。

- 一 苗木及び芝苗の提供
- 二 研修等への講師派遣

(報告等)

第4条 前条の規定により活動支援を受けた会員は、速やかに活動を実施するとともに、実施内容について活動実施後14日以内に「彩の国みどりのサポーターズクラブ活動報告書」(様式第3-1号及び3-2号)により報告するものとする。

2 県は、前項の規定による報告が遅滞なく行われるよう指導するものとする。

3 県は、第1項により報告された内容を公表することができる。

4 県は、理由なく活動の実施が確認されない場合、当該団体の会員登録を取り消すことができる。

(事業実施後の維持管理)

第5条 会員は、植樹や芝生による緑化活動の後、活動地の権利者等と調整の上、維持管理については十分留意するものとする。

(損害の賠償)

第6条 会員が行う第2条に定める活動によって発生した損害(第三者に及ぼした損害も含む。)の賠償に係る一切の経費は会員が負担する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、活動に関し必要な事項は、みどり自然課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

	支援の種類	要件	申込方法
1	苗木及び芝苗の提供	<ol style="list-style-type: none"> 1 一団体につき同一年度で2回まで、かつ、総額10万円を超えないものとする。 2 会員が権利を有しない場所での活動の場合には、事前に活動地の権利者から同意を得なければならない。 3 苗木等の受渡しは、原則として県環境部みどり自然課で行う。 	<p>提供希望日の概ね1か月前までに、以下のものを事務局に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「彩の国みどりのサポーターズクラブ苗木等提供依頼書」(様式第1-1号) 2 活動予定地の分かる位置図 3 活動予定地に係る権利者等の同意書又は協定書等の写し
2	講師派遣	<ol style="list-style-type: none"> 1 別表2に定める単価内、かつ、一回当たり2万円の講師の謝金の支払いを上限とする。 2 一団体につき同一年度で2回までとする。 3 10名程度以上の参加者が見込まれる研修等とする。 4 講師候補者を推薦するものとする。 5 会員が権利を有しない場所で研修会等を実施する場合には、事前に権利者から同意を得るなど、必要となる手続きを会員が行わなければならない。 	<p>派遣支援希望日の概ね1か月前までに、以下のものを事務局に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 彩の国みどりのサポーターズクラブ講師派遣支援依頼書」(様式第1-2号) 2 推薦調書(別紙1) 3 研修会等の内容がわかるもの(企画書など) 4 権利者等の同意書又は使用許可等の写し

別表 2

(1時間当たり、交通費込)

大学・研究機関 教授	12,000円
大学・研究機関 准教授	11,000円
大学・研究機関 助教・講師 植木生産業者等緑化関連業者の代表取締役及び会長相当職 植木生産業者等緑化関連業者の職員のうち大学教員・研究機関と同等な 専門知識・技術を擁する者	10,000円
植木生産業者等緑化関連業者の社員・役員 各種団体の職員、役員	7,500円